

自己研修の費用は確定申告で控除できる！！

ファイナンシャルプランナー・税理士 林孝行

自己研修に励むビジネスマン・OLのうち収入のある程度を自分磨きや勉強など仕事に活かそうと支出している方が多くいらっしゃいます。そのような方のために、従来から研修、資格取得のための費用が一定の算式により、給与所得から控除（特定支出控除といいます。）できましたが、改正により平成25年1月より、さらに使いやすくなりました。

1. 特定支出控除とは？

勤務先企業が必要と証明した次の自費で支払った支出（以下、特定支出といいます。）をした場合、その年中の特定支出の額の合計額が給与所得控除額を超えるときは、確定申告によりその超える金額を給与所得控除後の金額から差し引くことができる制度があります。

これを給与所得者の特定支出控除といいます。

- ① 一般の通勤者として通常必要であると認められる通勤のための支出
- ② 転勤に伴う転居のために通常必要であると認められる支出
- ③ 職務に直接必要な技術や知識を得ることを目的として研修を受けるための支出
- ④ 職務に直接必要な資格（一定の資格を除きます。）を取得するための支出
- ⑤ 単身赴任などの場合で、その者の勤務地又は居所と自宅の間の旅行のために通常必要な支出

2. 改正の影響

従来、海外勤務のための語学の学習費用や管理職が受けるコーチング研修などは③に含まれていましたが、年間の支出額としては、給与所得控除を上回るほど大きくないことがほとんどで、使い勝手がいいとはいえませんでした。そのため、税制改正により、平成25年分以後から特定支出の範囲に次に掲げる支出が追加されました。

- ⑥ 職務の遂行に直接必要なものとして給与等の支払者により証明がされた、弁護士、公認会計士、税理士などの資格取得費
- ⑦ 次に掲げる支出（その支出の額の合計額が65万円を超える場合には、65万円までの支出に限ります）で、その支出がその者の職務の遂行に直接必要なものとして給与等の支払者より証明がされたもの

—コラムの無断転写・転載などを禁じます。—

Copyright©2013 Skirr Japan Corporation. All Rights Reserved.

イ 書籍、定期刊行物その他の図書で職務に関連するもの及び制服、事務服、作業服その他の勤務場所において着用することが必要とされる衣服を購入するために費用

ロ 交際費、接待費その他の費用で、給与等の支払者の得意先、仕入先その他職務上関係のある者に対する接待、供応、贈答その他これらに類する行為のための支出

従来、資格取得費用のうち、多額の受験予備校代がかかっていた公認会計士や税理士などのいわゆる士業の取得費用が③からもれていたのですが、今回加わったこと、さらに⑦の持ち出しで支出していた経費も対象となり、使いやすくなっています。

3. 計算式

その年の特定支出の額の合計額が、下記の区分に応じ、それぞれの金額を超える場合は、その超える部分の金額を給与所得控除後の所得金額から差し引くことができます。

- ① 給与収入 1,500 万円以下の方…その年中の給与所得控除額 × 1/2
- ② 給与収入 1,500 万円超の方…125 万円

4. 具体例

年収 400 万円（給与所得控除 134 万円）のサラリーマンが勤務先から直接必要と認められた以下の費用を支払った。

- ①公認会計士試験受験のため受験予備校代・参考書代…65 万円
（金額は大手予備校の 1.5 年コースを参考）
- ②スーツ等の被服費…10 万円
- ③書籍・新聞代、交際費…10 万円

この場合、特定支出は 85 万円となり、給与所得控除の 1/2 である 67 万円を超えるので差額 18 万円を給与所得から控除でき、3 万 6 千円の所得税・住民税の節税となります。給与所得控除の金額は、ご自身の源泉徴収票の「支払金額」と「給与所得控除後の金額」差額で確認できます。

このように多額の支出を伴わないと適用を受けることは難しいですが、支出の大きい資格の取得をする場合には、教育訓練給付制度とともに活用を検討したいですね。また、あくまで支出したときに適用されるものですので、例えば、受験予備校代を分割払いで、年をまたいで 2 年にわたり半額ずつ支払うと、1 年あたりの特定支出が半額に減ってしまいますので注意しましょう。